

令和 2 年 4 月 9 日

保護者様

幸手市教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業について

平素から本市の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

本市におきましては、4月9日から当分の間、市立幼稚園及び市内各小・中学校を臨時休業としておりました。この度、埼玉県教育委員会の要請を受け、下記のとおり臨時休業期間を決定しましたので御連絡いたします。

つきましては、保護者の皆様におかれましては、これまで以上に、御家庭におけるお子様の健康状態の把握と徹底した感染症予防の指導についてよろしくお願い申し上げます。

記

1 臨時休業の期間について

以下の期間、原則として部活動も含め全教育活動を休止します。

令和2年4月9日（木）～令和2年5月6日（水）

2 各学校における登校日等について

○感染拡大の状況に応じて、週1回程度の登校日を設ける予定です。

○登校日には、課題配付、課題の提出、児童生徒の健康状況の確認、図書の貸し出し等を実施する予定です。

○学校から健康観察等で電話連絡や家庭訪問等を実施する場合があります。

※詳しくは各学校のHPで御確認ください。

3 臨時休業中の生活および家庭学習について

お子様には、規則正しい生活を送る中で、学校からの課題を中心に家庭学習をしっかり行うようお声かけ等をお願いします。また、読書などを奨励し、家庭での話題にさせていただくようお願いします。

引き続き長期にわたる休業となることから、特に、ネットトラブルや交友関係、ゲーム利用の在り方については十分御留意ください。

4 小学校における児童の受け入れについて

○自宅で一人で過ごすことができない場合は等については、学校で受け入れます。

○受け入れ期間：上記の臨時休業の期間

○受け入れ対象児童：小学校全学年（学童へ通う児童も含む）

○受け入れ可能時間：8：30～15：00

○預け入れ申込書の提出：預け入れ申込書を、預け入れ日に提出してください。

ただし、8：30以前に学童保育に預けている場合は、健康観察票のみ学校に御提出ください。

※検温を家庭で実施し、預け入れ申込書、または健康観察票に記入の上、学校に提出してください。

※1日の場合は弁当を御持参ください。

※児童の送迎を、保護者の責任のもと行ってください。

5 その他

○上記1から4の対応については、状況により変更する場合があります。

○必要に応じて、学校よりメール・HP等にて情報発信をしますので、御確認くださるようお願いします。